

政令第 号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十一条第一項第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十の項中「第三十四条の六第一項第一号及び第三号」を「第三十四条の六第一項各号」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国立研究開発法人産業技術総合研究所の研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を促進するため、当該研究所による出資並びに人的及び技術的援助の業務の対象として、資金供給等事業を行う者を追加する必要があるからである。